

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四万十市	東山地区(古津賀・佐岡・安並・秋田)	令和3年3月31日	令和6年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	107.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	78.1 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	39.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.3 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>(古津賀)</p> <p>基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでおり、令和2年度からは中山間地域等直接支払交付金を活用し、また多面的機能支払交付金も活用し、農地の維持管理を行っている。一方で、耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地があることと、法面や水路等の管理も負担となっている部分もある。担い手については、一定、確保されており、今後20年程度の農地集積と維持管理は目処が立っている。施設面では、用水路の老朽化が著しく、営農継続の支障となっている部分がある。</p>
<p>(佐岡)</p> <p>基盤整備が未整備の区域であり、耕作条件の良い一部で水稻が行われているが、耕作放棄地となっている農地が多い。水利組合において、一定の農地の維持管理を行っているが、担い手はいない状況となっている。</p>
<p>(安並)</p> <p>基盤整備済農地と未整備地があり、水稻が中心となっている。多面的機能支払交付金を活用し、一定の農地の維持管理を行っているが、未整備地においては、耕作放棄地も存在する。水稻生産組合があり、農作業を受託し活動しているが、大型機械の更新の目処がたっておらず、機械更新ができない場合には、受託できなくなる事態も想定される。担い手も少数かつ高齢であり、担い手は十分でない状況となっている。</p>
<p>(秋田)※麻生含む</p> <p>基盤整備済農地と未整備地があり、整備地では施設園芸と水稻が中心となっている。多面的機能支払交付金を活用し、一定の農地の維持管理を行っているが、未整備地においては、耕作放棄地も存在する。担い手は施設園芸が中心となっていることから、今後、水稻の担い手不足が懸念される状況となっている。施設園芸が行われている区域においても、排水路が小さいなどの理由で、浸水する地域もある。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>(古津賀)</p> <p>地域内に中心経営体となる担い手が一定存在するため、農地の集積・集約については、この中心経営体が中心となるが、将来を見据えた場合、新たに認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することも必要となる。また、浸水しない農地においては、高収益作物(野菜等)の栽培も視野に入れて、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。</p>
<p>(佐岡)</p> <p>地域内には担い手は存在せず、個々の飯米農家が小規模で耕作している状況であり、農地の集積・集約の目処はたっていない。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、地域内での集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。</p>

(安亜)

地域内には、担い手が存在するが、少数かつ高齢であるため、将来の農地の集積・集約については、この担い手の後継者等となるが、現時点では目処はたっていない。しかし、基盤整備地は耕作条件も良く、現在も地域外から入り作もあるため、地域外の担い手が集積していくことも視野に入れる必要がある。また、担い手は十分でないことから、集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。

(秋田)

地域内には、施設園芸の経営体が多いため、農地の集積・集約については、現在水稻を行っている中心経営体が担うほか、地域外からの入り作も視野に入れる必要がある。基盤整備地は施設園芸に適しており、施設園芸を行う認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。また、担い手は十分でないことから、集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地であることが必要であること、また、施設園芸の基盤整備のためにも、耕作条件改善事業等を活用し、狭地の改善や水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。また、認定農業者や認定新規就農者が施設園芸等を行う場合の農地のマッチングにおいても、農地中間管理機構を活用する。

(基盤整備への取組方針)

条件整備同様に、中心経営体への農地集積や農業の生産効率の向上には、基盤整備は必須であり、未整備地においては、将来的には、基盤整備を視野に入れ、事業実施主体の育成や集落営農組織等の設立に向けた取り組みを行う。

(新規・特産化作物の導入方針)

水稻については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、主食用米については、収益性の高い「しまんと農法米」や「特別栽培米」の栽培に取り組み、飼料用米については収量が確保できる品種の栽培に取り組みとともに、可能な農地においては、園芸作物の生産に取り組み。また施設園芸においては、品質向上や収量増加を図るため、可能な品目において施設内に環境制御システムの導入に取り組み。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組み。

(災害対策への取組方針)

施設園芸においては、施設内の加温に係る燃料用タンクが設置されていることから、地震等の災害で燃料が流出しない対策を講じていく。